

○仲裁センターにおけるハーグ条約事件等に関する特別細則

(制定 平成 26 年 1 月 6 日)

改正 改正 平成 27 年 3 月 30 日

(目的)

第 1 条 この細則は、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)における手続のうち、次条に規定するハーグ条約事件等に関し、仲裁手続及び和解あっせん手続細則(以下「手続細則」という。)及び仲裁及び和解あっせん手数料細則(以下「手数料細則」という。)の特則として、書類の送達その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この細則において「ハーグ条約事件等」とは、次に掲げる事件をいう。

- (1) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に伴う子の返還に関する事件又は子との面会その他の交流に関する事件(以下「ハーグ条約事件」という。)
- (2) ハーグ条約事件に関連する事件
- (3) 前二号の事件に類する事件

(書類の送達等)

第 3 条 ハーグ条約事件等における仲裁及び和解あっせんに関する書類は、手続細則第 16 条の規定に定める方法のほか、インターネットを通じて送信する方法で当事者に送達又は送付することができる。

(書類の提出)

第 4 条 ハーグ条約事件等においては、仲裁センターに提出する書類は、手続細則第 17 条の規定に定める方法のほか、インターネットを通じて送信する方法で提出することができる。ただし、手続細則第 19 条第 3 号及び第 4 号に定める書類並びに代理権を証する書面をインターネットを通じて送信する方法で提出する場合は、当該書類は、写しとして扱い、速やかに原本を郵送し、又は持参して提出しなければならない。

2 前項本文の書類の提出は、仲裁センターが指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

(手数料並びに仲裁及び和解あっせんの費用)

第 5 条 手続細則第 19 条及び第 47 条並びに手数料細則の規定にかかわらず、ハーグ条約事件等のうち外務省から第二東京弁護士会に委託された仲裁及び和解あっせんに関する事業(以下「外務省委託事業」という。)の対象事件において、外務省委託事業の内容に基づいて別表の左欄に掲げる費用(仲裁センター運営細則第 7 条第 1 項各号の報酬に相当する費用をいう。)を外務省が負担する場合は、仲裁センターは、それぞれ同表の右欄に記載された手数料について当事者に納付させないこととする。

2 手続細則第 47 条の規定にかかわらず、ハーグ条約事件等のうち外務省委託事業の対象事件において、外務省委託事業の内容に基づいて仲裁及び和解あっせんの費用の全部又は一部を外務省が負担する場合、仲裁センターは、外務省が負担する限度で仲裁及び和解あっせんの費用について当事者に納付させないこととする。

(事務管理費)

第 6 条 仲裁センターは、外務省委託事業について、外務省に対し事務管理費を請求することができる。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成 26 年 3 月 19 日 日本弁護士連合会承認)

(平成 26 年 3 月 31 日 公示)

附 則(改正 平成 27 年 3 月 30 日)

第 6 条 (新設) の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 7 月 16 日 日本弁護士連合会承認)

(平成 27 年 8 月 15 日 公示)

別表(第 5 条関係)

費用	手数料
申立検討費用に相当する額	申立手数料
期日日当に相当する額	外務省が負担する期日日当に対応する期日手数料
成立報酬のうち、子の返還に関する和解成立及び面会交流に関する和解成立に相当する分として仲裁センターが定める額に相当する額	成立手数料のうち、子の返還に関する和解成立及び面会交流に関する和解成立に相当する分として仲裁センターが定める額